

ハラスメントのタイプ	【制度等の利用への嫌がらせ型】	・部下の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する言動 ・部下又は同僚の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動 ・部下又は同僚が妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
	【状態への嫌がらせ型】	・部下が妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取扱いを示唆する言動 ・部下又は同僚が妊娠・出産等したことによる嫌がらせ等

平成29年1月1日に改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法が施行され、事業主に、職場での妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止対策として、次の措置を講ずることを義務づけています。

- ①妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの内容や、否定的な言動がハラスメントの発生の原因や背景となり得ること、これらのハラスメントがあってはならない旨の方針及び制度等の利用ができること、行為者について厳正に対処する旨の方針及び対処の内容をそれぞれ定め、労働者に周知・啓発すること。
- ②相談窓口を定め、相談に応じ適切に対処するために必要な体制を整備すること。
- ③事後の迅速かつ適切な対応を図ること。
- ④業務体制の整備など、ハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置を講ずること。
- ⑤相談者・行為者等のプライバシー保護のための必要な措置や、相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由とした不利益取扱いの禁止について定め、労働者に周知・啓発すること。

【職場でセクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの被害にあったときは?】

まず、不快感を相手に示してみましよう。それが難しい場合や、不快感を示しても改善が見られない場合でも次のような解決方法がありますので、あきらめないでください。

- ①記録に残すなどして会社の相談窓口担当者に相談し、対処を求める。
- ②会社の対応に納得がいけない場合等は滋賀労働局雇用環境・均等室（→困った時の相談窓口 P38参照）に相談し、労働局長による援助または調停会議による調停を申請することができる。

ハラスメントを受けたときは、後で相談する場合に役立つよう、具体的な状況の記録を取っておくとよいでしょう。

【職場のパワーハラスメントとは？】

パワーハラスメントはセクシュアルハラスメントと異なり、直接規制する法律はありませんが、現在、いじめ・嫌がらせに関する相談が増加するなど、社会問題化している状況から、平成24年3月に「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」において、職場のパワーハラスメントの概念と、典型的な行為類型が次のとおり示されました。

（概念）

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性（※）を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

※上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間などの様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。

■行為類型

①身体的な攻撃	暴行・障害
②精神的な攻撃	脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言
③人間関係からの切り離し	隔離・仲間はずし・無視
④過大な要求	業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
⑤過小な要求	業務上合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じる、仕事を与えないこと
⑥個の侵害	私的なことに過度に立ち入ること

【パワハラで困ったときは？】

まずは周りの人に相談してみましょう。その上で、パワハラをしている相手に対し不快感を示してみましょう。それでも改善が見られない場合、なかなか相手に対して話ができない場合は、次のような解決方法を検討してみましょう。

- ①記録に残すなどして会社の相談窓口担当者（相談窓口がない場合は、上司など）に相談し、対処を求める。
- ②会社に相談窓口がない場合や周りの人に相談できない場合は、一人で抱え込まずに、滋賀労働局の総合労働相談コーナーや滋賀県労働委員会の月例労働相談に相談する。

また、パワーハラスメントを受けたときは、後で相談するときのために、具体的な状況の記録を取っておくとよいでしょう。

Q

16.フリーターにはどんな問題があるの？



A

収入が少なく、仕事の能力向上につながりにくいので、将来的に正社員となり自立することが難しいといわれています。

「フリーター」とは定職に就かずパートやアルバイトで生計をたてている人（フリーアルバイター）のことをいいます。

〔フリーターの分類パターン〕

- ①モラトリアム型…… 職業や将来に見通しを持たないまま学校や会社を辞めてフリーターに。
- ②夢追及型…… バンドや演劇、俳優などの芸能関係や、職人・フリーランスを志向してフリーターに。
- ③やむを得ず型…… 就職活動に失敗したり、特定の職業への参入機会を持ちながらフリーターに。

安定した暮らし

正社員

正社員とフリーターの違い

好きな時間に働いて

自分探し

フリーター

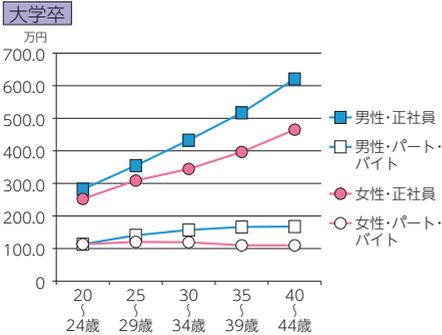
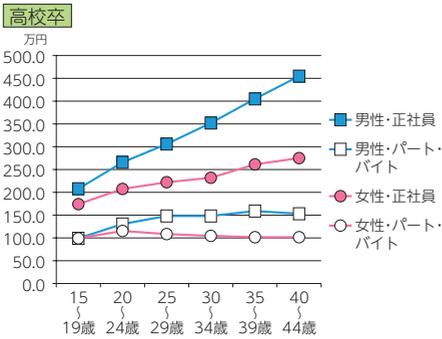
<ul style="list-style-type: none"> ● 技術や技能を習得できる ● 転職する場合、就業経験や習得技術が有利 ● 生活が安定 ● 長く働けば賃金が上がる場合が多い ● 責任のある仕事を任せられる ● 将来設計に有利（結婚・住宅取得） 	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分に合う仕事を探せる ● 自由な時間を多くとれる ● 好きな場所で働ける ● 好きな時間に働ける ● いろいろな職業が体験できる
<ul style="list-style-type: none"> ● 会社に束縛される時間が長い ● 転職の可能性がある ● やりたくない仕事もせざるをえない 	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕事のわりに賃金が少ない ● いざというときの保証がない ● 生活が安定しない ● 身分の保障がない ● 長く働いても正社員より低賃金 ● 責任のある仕事に就けない ● 将来の見通しが立てにくい

〔フリーターと正社員の生涯賃金格差〕

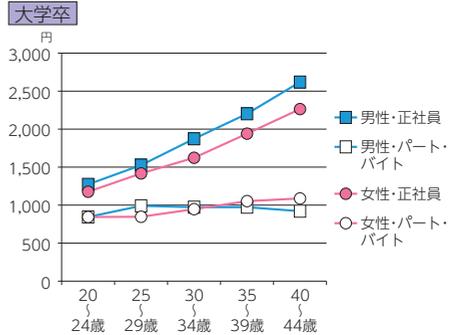
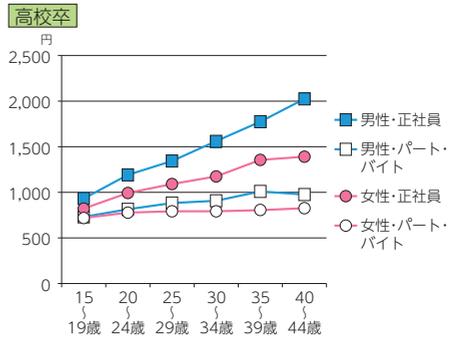
年齢が上がれば収入が増加する正社員に対して、パート・アルバイトはほとんど上らず、横ばい状態となっており、正社員と正社員以外の賃金格差は、年齢が高くなるにつれ広がっていきます。

〔学歴と賃金上昇〕

年収(主な仕事から)



1時間当たり収入



(資料出所)

独立行政法人労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状 -平成24年版「就業構造基本調査」特別集計より-」

Q

17. 契約のトラブルに巻き込まれたら？



A

若い世代をターゲットにした悪質商法による被害が後を絶ちません。契約トラブルに巻き込まれたら、消費生活センター（→困った時の相談窓口 p39参照）に相談しましょう。

悪質商法や詐欺にだまされてしまうきっかけは身近にひそんでいます。社会経験の少ない若者を狙って、悪質業者は、あの手この手で近づいてくるのです。

〔デート商法〕

出会い系サイトや電話、メール、SNSを使って出会いの機会を作り、デートを装い、親しくなって商品を売りつけます。

〔マルチ商法〕

商品等を購入して組織に加入し、友人や知人に紹介して加入者を増やすことでマージンが入るという手法。人間関係にひびが入ったり、多くの商品や借金を抱えてしまうだけでなく、加害者になるおそれもあります。「ネットワークビジネス」とも呼ばれています。

〔キャッチセールス〕

駅や路上で「アンケートに答えてほしい」などと声をかけ、店舗や事務所に連れて行きます。しつこく商品やサービスの説明をされ、断りにくい状況の中で契約をせまってきます。

〔訪問販売〕

一人暮らしの若者等を狙って部屋に上がり込み、うその説明をしたり、深夜まで勧誘するなどして高額な商品を購入させます。

「クーリング・オフ」について

クーリング・オフとは、不意打ち的な勧誘や複雑な取引の勧誘を受けて契約した場合に、契約書面を受け取ってから一定の期間であれば、理由なしに無条件で契約を解除できる制度です。一定の期間とは、デート商法・キャッチセールス・訪問販売などであれば8日間、マルチ商法などであれば20日間とされています。

たとえこの期間が過ぎてしまっても、契約書面に不備があったり、嘘の説明や強引な勧誘を受けて契約した場合は、契約を解除・取消できる場合があります。あきらめずにお近くの消費生活センター（P39参照）に相談してください。

詳しくは「滋賀県消費生活センター」のホームページをご覧ください。

ネットトラブル、カードトラブルに注意

ネットトラブル

■ワンクリック請求

アダルトサイトなどで、入会や登録手続きをしていないのに、クリックただけで「入会ありがとうございます」「登録が完了しました」などの表示が出て、利用料金を請求されます。請求は無視し、絶対に連絡を取らないようにしましょう。

■ネットショッピングのトラブル

実物を手に取れないネットショッピングは、届いた商品がイメージと違う偽ブランド品だったなどトラブルも起こりがちです。購入前に店舗の信用性や返品特約をよく確認し、代金の前払は避けましょう。

■ネットオークションのトラブル

商品を落札した後、代金を支払っても商品が届かないうえに、相手方と連絡が取れなくなってしまうことがあります。個人間の取引の場合には解約のルールがありません。取引する前に、相手が信用できるかどうか見極めましょう。また、代金の前払いは避けましょう。

■サクラサイト商法

「お金をあげる」「悩みを聞いて」「有名人に会える」「運気が上がる」などと誘われてメール交換をするうちに、いろいろな名目でポイント代を請求されることがあります。ネット上の見知らぬ相手を簡単に信用してはいけません。うまい話には注意しましょう。

カードトラブル

■クレジットカード

クレジットカードでの購入は、カード会社から「借金」をして購入していることと同じです。計画を立てずに利用し続けると、自分の収入では返済できない借金を抱え込むこととなります。

■名義貸し

クレジットカードを貸した相手が購入したもので、カードの名義人に支払いの義務が生じます。絶対にカード（名義）を他人に貸してはいけません。

■悪質業者から身を守るためのポイント

- ① いらないものは「いりません」「お断りします」とはっきり断る。
- ② 自分から氏名、住所、電話番号などの個人情報を教えない。
- ③ うまい話には裏があると疑う。
- ④ 急がせる契約は要注意！契約前に家族や消費生活センターに相談しましょう。
- ⑤ だまされて契約してもあきらめないで、消費生活センターに相談しましょう。

困った時の相談窓口

労働問題全般についての相談は

解雇・労働条件・配置転換・賃下げなど、労働問題に関するあらゆる分野の相談を受けています。

- **滋賀県労働相談所** ☎ (県内固定電話からのみ) 0120-967164
大津市打出浜2-1 (コラボしが21 6階) ☎ 077-511-1402
- **滋賀労働局総合労働相談コーナー**
大津市打出浜14番15号 (滋賀労働総合庁舎4階) ☎ 077-522-6648
- **大津総合労働相談コーナー**
大津市打出浜14番15号 (滋賀労働総合庁舎3階 大津労働基準監督署内) ... ☎ 077-522-6641
- **彦根総合労働相談コーナー**
彦根市西今町58-3 (彦根地方合同庁舎彦根労働基準監督署内) ☎ 0749-22-0654
- **東近江総合労働相談コーナー**
東近江市八日市緑町8-14 (東近江労働基準監督署内) ☎ 0748-22-0394

労働条件、安全衛生、労災補償に関しては

労働条件や安全衛生、労災補償に関する相談を行っています。

- **滋賀労働局労働基準部**
大津市御幸町6番6号 ☎ 077-522-6649
- **大津労働基準監督署**
大津市馬場3丁目14-17 ☎ 077-522-6641
- **彦根労働基準監督署**
彦根市西今町58-3 (彦根地方合同庁舎3階) ☎ 0749-22-0654
- **東近江労働基準監督署**
東近江市八日市緑町8-14 ☎ 0748-22-0394

労使関係のトラブルの相談、労使紛争の調整は

労使間のトラブルの解決を図る委員による相談やあっせんを行っています。

- **滋賀県労働委員会**
大津市京町四丁目1番1号 (滋賀県庁内) ☎ 077-528-4473

男女の雇用機会均等、育児・介護休業等の相談は

男女の雇用機会均等、育児・介護休業、パートタイム労働法、職場でのセクシュアルハラスメントや妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントの相談を受けています。

●滋賀労働局雇用環境・均等室

大津市打出浜14番15号（滋賀労働総合庁舎4階）…………… ☎077-523-1190

技能を身につけるには

技能・知識習得のための職業訓練や、キャリア形成のための職業能力開発の支援を行っています。

●滋賀県立高等技術専門学校

米原校舎（テクノカレッジ米原）

米原市岩脇411-1 …………… ☎0749-52-5300

草津校舎（テクノカレッジ草津）

草津市青地町1093 …………… ☎077-564-3296

●（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部滋賀職業訓練能力開発促進センター（ポリテクセンター滋賀）

大津市光が丘町3-13 …………… ☎077-537-1179

●近畿職業能力開発大学校附属 滋賀職業能力開発短期大学校（滋賀職能大）

近江八幡市古川町1414 …………… ☎0748-31-2250

●滋賀県職業能力開発協会

大津市南郷5丁目2-14 …………… ☎077-533-0850

国民年金、厚生年金、健康保険の相談は

国民年金、厚生年金、健康保険に関することは、日本年金機構、各年金事務所で相談に応じています。ただし、健康保険の各種給付申請及び、退職後の任意加入に関する相談は、全国健康保険協会滋賀支部で行っています。

●大津年金事務所

大津市打出浜13-5 …………… 国民年金 ☎077-521-1789

厚生年金・健康保険 ☎077-521-1126

●草津年金事務所

草津市西渋川1-16-35 …………… 国民年金 ☎077-567-2220

厚生年金・健康保険 ☎077-567-2259

●彦根年金事務所

彦根市外町169-6 …………… 国民年金 ☎0749-23-1114

厚生年金・健康保険 ☎0749-23-1112

●全国健康保険協会 滋賀支部

大津市梅林1-3-10（滋賀ビル4階）…………… ☎077-522-1104

就職についての相談は

ハローワーク（公共職業安定所）では、職業相談や職業紹介などを行っています。雇用保険の失業給付、各種助成金給付に関しても扱っています。

- ハローワーク大津
大津市打出浜14番15号（滋賀労働総合庁舎1階）…………… ☎077-522-3773
- ハローワーク高島
高島市安曇川町末広4丁目37…………… ☎0740-32-0047
- ハローワーク長浜
長浜市南高田町110…………… ☎0749-62-2030
- ハローワーク彦根
彦根市西今町58-3（彦根地方合同庁舎1階）…………… ☎0749-22-2500
- ハローワーク東近江
東近江市八日市緑町11-19…………… ☎0748-22-1020
- ハローワーク甲賀
甲賀市水口町本町3-1-16…………… ☎0748-62-0651
- ハローワーク草津
草津市野村5丁目17-1…………… ☎077-562-3720

若年者の就職相談は

大学、短期大学などの卒業予定者等若年者に対して、職業紹介や職業相談、その他就職に関する個別相談やセミナー開催、就職情報提供などの就職活動の総合的な支援を行っています。

- おうみ若者未来サポートセンター（ヤングジョブセンター滋賀、滋賀新卒応援ハローワーク、滋賀わかもの支援コーナー）
草津市西渋川1-1-14 行岡第一ビル4階…………… ☎077-563-0301
- ヤングジョブセンター滋賀 彦根相談コーナー
彦根市元町4-1（滋賀県湖東合同庁舎1階）…………… ☎0749-24-1304

消費生活についての相談は

悪質商法・ネットトラブルなど、若者を狙ったトラブルに巻き込まれたときは、消費生活センターなどに相談しましょう。

- 消費者ホットライン…………… ☎188
滋賀県消費生活センターや最寄りの市町の消費生活相談窓口につながります。
- 滋賀県消費生活センター
彦根市元町4-1…………… ☎0749-23-0999

交通事故で困ったときは

交通事故を起こしたり、巻き込まれたとき、損害賠償などの対処で困ったときは、県の「交通事故相談所」に相談してみてください。

- **滋賀県立交通事故相談所大津本所**
大津市松本1丁目2-1（滋賀県大津合同庁舎3階）…………… **TEL 077-528-3425**
- **滋賀県立交通事故相談所彦根分室**
彦根市元町4-1（滋賀県湖東合同庁舎2階）…………… **TEL 0749-27-2230**

働く青少年のための施設は

憩いやスポーツ、レクリエーション、文化教養など余暇活動の場を提供する施設です。一部の施設では、職業相談なども行っています。

- **大津市勤労青少年ホーム**
大津市打出浜1-6 勤労福祉センター内…………… **TEL 077-522-7474**
- **長浜市勤労青少年ホーム**
長浜市八幡中山町1316-3…………… **TEL 0749-64-1444**
- **甲賀市勤労青少年ホーム**
甲賀市水口町北内貴1-1…………… **TEL 0748-63-2952**
- **湖南市勤労青少年ホーム**
湖南市吉永302…………… **TEL 0748-72-4199**

働 き づ ら さ を 感 じ た と き は

職場での悩みや不安について、相談したいときはまずお電話ください。
仕事の相談、心の相談等、それぞれの段階に応じた支援・相談を行っています。

● 滋賀県地域若者サポートステーション

【草津相談所】

草津市西渋川1-1-14
（行岡第一ビル4階おうみ若者未来サポートセンター内）…………… **TEL 077-563-0366**

【大津常設サテライト】

大津市京町3丁目5-12
（第6森田ビル6階）…………… **TEL 077-522-8555**

【彦根サテライト】（※月・水・金曜 9:30～16:30）

彦根市元町4-1
（湖東合同庁舎1階ヤングジョブセンター滋賀・彦根相談コーナー）…………… **TEL 0749-24-1304**

* 堅田サテライト（毎週月曜）、ハローワーク甲賀（第2金曜）、ハローワーク大津（第3金曜）でも出張相談を行っています。

参考資料

厚生労働省のホームページからも詳しい内容を見ることができます

<http://www.mhlw.go.jp>

※記載の法令名については、一部で正式名称を略称で表記している場合があります。

1. 労働基準法(抜粋)

労働基準法は、労働者の労働条件の最低基準を定めた法律で、労働者（パートタイム労働者等を含む）を使用するすべての事業場に適用される最も基本的な法律です。

【労働条件の原則】

- 第1条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。
- 2 この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない。

【労働条件の決定】

- 第2条 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。
- 2 労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。

【男女同一賃金の原則】

- 第4条 使用者は労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。

【この法律違反の契約】

- 第13条 この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、この法律で定める基準による。

労働三法とは

個々の労働者と使用者に関する法律の中心となる**労働基準法**、集団の労働者と使用者に関する法律の中心となる**労働組合法**、労働組合法と互いに作用しあって労働組合など集団の労働者と使用者の間の調整を目的とする**労働関係調整法**の3つの法律を**労働三法**といいます。